

令和元年度 第2回大正区地域福祉推進会議議事録（令和元年10月4日開催）

松原保健福祉課長

皆さまこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第2回大正区地域福祉推進会議を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、大正区役所保健福祉課長の松原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからはちょっと座って進行のほうさせていただきます。

本日は事前にお配りをいたしました資料でございますように、3月に開催をいたしました本会議におきまして、その際、改めてご説明をさせていただくとしておりました生活困窮者支援制度における支援会議と、前回からの引き続きとなりますが、要援護者支援システムの構築に向けた進捗（しんちよく）状況についてご説明をさせていただき、ご意見をいただく予定としております。

これまで同様、委員の皆さまからは忌憚（きたん）のないご意見をいただき、大正区における地域福祉推進の参考にしてまいりたいと考えておりますので、最後までよろしくお願いをいたします。

それでは開会に当たりまして、吉田大正区長よりごあいさつ申し上げます。

吉田区長

皆さま、こんにちは。区長の吉田康人でございます。お忙しい中、本日もお集まりをいただき誠にありがとうございます。まだまだ何か涼しくなったかなと思ったらカッと照るときもあって、土砂降りも降ってくるという非常に不順な天候でございます。そうした中今日も皆さんとともに真摯な議論を重ねていきたいと存じております。

先日、地域活動を中心に担っていただいている地域の役員の方々の皆さま方とちょっとこの今後の地域活動、主に地域交流についての議論をしたときに少し意外だったことがございました。

区役所としては地域の皆さん方がこういう交流活動が必要だと、こういう交流活動をやりたいという思いのもとに継続しておられて、それをお支えをしてきたというつもりでいたんですけども、一部の役員さんのほうから、いやいや、そうじゃなくって、別にやりたいわけでもなくて、役所がやれというから、あるいはやりたいというから、まあやってたにすぎないんだみたいなご発言もありました。

それが全ての地域の役員の方々の意見だとは思いませんけれども、一部にはそういうご意見をお持ちの地域活動を主軸に担っておられる方のそうしたご意見があるのかなということを実感をいたしましたわけでございます。

大正区においては、そういう事態になるのももう少し時間がかかるかなと思っていたところ、やはり地域の皆さん方が、地域活動って一体何のためにやるのか、誰のニーズに基づいてやるのかということを実際に考え始めた兆しかなというふうに思っていま

して、私としてはむしろプラスに受け止めているところでございまして、これを機に地域交流を中心とする地域活動ってというのは一体誰のために、誰のニーズに応じて何のためにやるのかというのを考え直していく必要があるかなと思っています。

今日のテーマであります生活困窮者の自立支援制度とか、あるいは要援護者の支援システムについては、いずれも法律に基づく事業ではございますけれども、地域福祉や地域防災といった地域の皆さま方が主体となって進めていただく事業という点では地域交流とあまり大きな構造的には違いがありません。

しかしながら、私としては、今日ご提案する2つの案件につきましては、たとえ10年、20年かかろうと地域の皆さん方がこれをやりたいと思おうが、思うまいが必ずやり遂げたいというふうに考えて、そういう強い思いを持って進めていきたいと思っております。

そのためには、より慎重に住民の皆さん方から理解を得ることが必要でありますし、分かりやすく説明することも必要であろうかと思っておりますので、今日の委員の皆さま方におかれましては、そういう思いを一つにさせていただいて、どんなことがあってもこの事業を進めるためにはどういう工夫が必要なのかという観点でいろいろアドバイスをいただければほんとにありがたく存じております。

それでは、3つの議論を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

松原保健福祉課長

ありがとうございました。

続きまして、本日の配布資料と事前にお送りをいたしました資料について、ここで改めて確認をさせていただきます。

事前を送付をいたしました資料につきましては、本日ご持参いただきますようお願いしておりましたけれども、お持ちいただいておりますでしょうか。ご持参でない場合はご用意しておりますので、お知らせいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、まず本日机上に配布をしております資料から確認をいたします。

資料の右肩に当日資料1と記載をしております本日の次第がございます。

続いて、当日資料2として、大正区地域福祉推進会議委員名簿、裏面が本日の出席表となっております。

続きまして当日資料3として、カレンダー。

当日資料4として、ご意見シートをご用意しております。

それから当日資料5といたしまして、大正区生活困窮者自立相談支援事業平成30年度実績をご用意しております。

それと事前にお送りをしてございました見守りノート、そちらのほうはカラー印刷をしたものでございますけれども、こちらが9月末に納品をされておりますので、完成品を

置かせていただいております。

以上、6点になります。よろしいでしょうか。

次に事前にお送りをいたしました資料の確認です。

まず、資料番号1の令和元年度、第1回大正区地域福祉推進会議（令和元年7月5日開催）での主なご意見と対応一覧。

資料番号2の、見守りノートにつきましては、先ほど申し上げましたとおり机の上に置かせていただいたものになります。

資料番号3、生活困窮者自立支援制度における支援会議について。

資料番号4、要援護者支援システム構築の進捗状況について。

最後に資料番号5として、令和元年度第1回大正区地域福祉推進会議の議事録をお付けしております。以上、配布漏れなどございませんでしょうか。

それでは、本日の会議は全て公開としております。これまでどおり、各委員におかれましてはご発言いただくときにはお名前をおっしゃっていただけると幸いに存じます。なお、区役所職員につきましても同様に取り扱いをお願いいたします。

また、会議の様子を記録するため事務局が写真撮影を行いますのでご了承くださいますようお願いいたします。会議録や撮影させていただきました写真などは後日の区ホームページで公開をさせていただきますので、併せてご了承くださいますようお願いいたします。

最後に本日の会議は2時間を予定しております。午後4時には終了してまいりたいと考えておりますので、皆さまご協力のほどよろしくお願いをいたします。

ここからの進行は委員長であります、鈴木委員長をお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

鈴木委員長

皆さん、こんにちは。鈴木でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、次第に沿いまして議事のほうを進行いたしたいと思っております。議事進行に当たりましては、各委員のご協力のほどよろしくお願いいたします。

ではまず報告事項と議題がありますけれども、報告事項の1点目から行いたいと思っております。前回のご意見等に対する回答および対応について、事務局から資料の説明をよろしくお願いをいたします。

松原保健福祉課長

私、松原のほうからご報告をさせていただきます。

事前送付資料の資料番号1、第1回大正区地域福祉推進会議での主なご意見と対応一覧についてご覧ください。よろしくお願いをいたします。

項目は3つございまして、いったん最後までご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番ですけれども、大正あんしんネット《メディカルケアステーション》につきまして榎原委員のほうから大正あんしんネットについてご説明をいただいた後、医療や介護職種を中心に患者情報の共有や災害時の連絡ツールとして運用している大正あんしんネットについてできるだけ多くの職種から参加をいただきたいとお声を頂戴しました。

その場で区長から、主に大正区内で勤務されておられる医療や介護事業の関係者の皆さま方へ災害時に区役所かの情報を発信できるという意味では、有効なものであると考えており、当面は試験的に災害時の連絡ツール機能に参画させていただきたいとお答えをしておりましたが、8月28日に区役所の登録を完了しておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして2番、認知症高齢者等の行方不明時のメール配信につきましては当日区長から大正区の確認依頼メールの発信実績が1件ということであるが、これをいいことと捉えていいのかどうか。他区の状況も踏まえて分析をしていただきたいと、区社協に対してお願いをさせていただきました。

他区の状況につきましては、別添という形で1枚、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の取組状況についてということで2枚ものの資料を別途お付けいたしておりますので、そちらのほうをご覧ください。

文書と、24区の数値を付けさせていただいております。登録者の状況分析につきましては、表のほうをご覧くださいますと、平成30年度末時点の登録者数は大阪市全体では表の1番下にございます2,285人。そのうち大正区では65人が登録しております。

登録者に年齢条件というものはございませんが、多くは高齢者であると考えられますことから、登録者数が多い区、上のほうにあります生野区とか東住吉区とか、多い区につきましては、65歳以上の人口も比較的多い区となっております。

一方で65歳以上人口が多いからといって、必ずしも65歳以上の1,000人当たりの登録者で考えた場合、見てみますと、多いとは限らない結果となっております。

一番右端のデータが65歳以上、1,000人当たりの登録者という形で出し直しをしておるものでございます。

また、平成30年度に行方不明者の発見協力依頼メールを送った件数を見てみますと、市全体では122件となっております、そのうち大正区は1件ということでございますが、登録者数の多い区では協力依頼も多いといった傾向が見られます。

こちらは左端の表をご覧くださいますと、登録者とメール件数を並列で記載をさせていただきます。

大正区について見てみますと、登録者数は65歳以上人口におおむね比例して市内で17番目の登録者数となっておりますが、65歳上1,000人当たりの登録者数で見ますと、

3.3人となり、若干というか、ちょうど平均ぐらいの位置にあるということが見て取れるかと思います。

次に行方不明者の発見協力依頼メールの配信に至らなかったケースにつきましては、先ほども申し上げましたとおり大正区では1件でしたけれども、それ以外にケアマネジャー等から行方不明によるメール配信依頼の連絡が入って、区社協で配信準備をしていたところ、近隣で無事保護されたと行方不明のご家族の方から連絡が入って、メール配信に至らなかったケースが昨年度2件あったということでございます。

いずれのケースも近隣の住民の方や、事業者の方などとの関係が、高齢者の方本人だけではなく、そのご家族ともつながっていったということで大事に至らなかったというふうに考えております。

以上がこの認知症高齢者の行方不明時の早期発見の取り組みについてのご報告です。

もう一度表のほうにお戻りをいただきたいんですけども、続きまして、3番の区民意識調査につきましてです。

こちらは前回会議で説明をいたしました事案で、区役所が所管する協議体の成果指標に区民意識調査の数値を多く使用していたことから、当日各委員の皆さまからもう少し説明してほしいといったご意見を多数頂戴したところでございます。

こちらにつきましても別添資料をご用意しておりますので大正区区民意識調査について（概要）という資料をご覧ください。

大正区では、実施する事業につきまして、毎年各年度ごとに事業・業務計画書というものを作成をしており、PDCA サイクルを推進する観点から成果指標であったり、目標値というものを事業ごとに設定をしております。

こうした事業の成果や目標への達成状況、あるいは区民ニーズや意見評価を的確に把握をし、今後の施策や事業にも反映することを目的に区民意識調査を年に2回行っております。

対象者は1回当たり住民基本台帳データから無作為抽出をした、外国籍の方も含む18歳以上の大正区民1,500名を対象としております。調査方法としましては、調査票を対象者へ郵送し、返信用封筒による回収しております。

ちなみに昨年は昨年7月19日から8月9日と、年明けの1月23日から2月13日の間で2回内容を変えて実施をしております。

回答率につきましては、資料の下のほうに1回目、裏面に第2回を記載しております。いずれも、約3割弱の方から回答を得ておまして、年齢層的には50代以降の方の回答率が高くなっているという現状でございます。

こちらの区民意識調査ですけれども実は平成29年度までは区民モニターアンケートという形で実施をしておりましたが、モニターの場合就任期間ということが2年間ございまして、その期間は同じ方々からの意見把握ということになる上、住民基本台帳からの無作為抽出をした区民の方からモニターへの承諾を得た方と、公募で応募をいただい

た方でモニターを構成しておりましたことから、どちらかといいますと比較的区政に関心の高い方がモニターになられるという、そういう傾向がございますので、区民ニーズが十分に掘り起こせていないのではないかと課題がございました。

こうした課題を解消して、より幅広い区民ニーズや意見評価を的確に把握するためということで、昨年の平成 30 年度からは完全な無作為抽出による区民意識調査に変更をさせていただいたところです。

2 枚目でございます円グラフの書かれている資料は、前回の区役所が所管する協議会の 30 年度の振り返りの中で多くの成果指標に用いられていました質問項目でございます。参考に、また、お時間あるときにご覧をいただけたらと思います。

いったりきたりで誠に申し訳ございません。いま一度一覧表のほうにお戻りをお願いいたします。

引き続きまして 4 番、こどもサポートネットにつきましては、弥十郎委員から具体的支援により課題や状況などが解決され、改善された児童の割合というのが 4 % という数字が示すとおり、なかなか解決や改善に結び付かないというご意見を頂戴いたしました。

それにつきまして区長から、こどもサポートネットについては、地域福祉推進会議において、次回か、もう 1 つ次の回で一度取りまとめて詳しくご説明をしたいと考えている。そのころには区としての重大虐待を防ぐための方向性も見えてくると思うというお答えをしておりました。

つきましては、次回以降の地域福祉推進会議におきまして議題として取り扱わせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に 5 番、見守りノートにつきましては、鈴木委員長から要援護者支援システムにおいて活用される見守りノートについて災害時の内容に特化するのか、あるいは平時の福祉的な見守りの要素を加えるのかはつきりさせる必要があるとのご意見を頂戴して、区長から見守りノートは災害時に誰一人逃げ遅れる人がないようにする仕組みであることを明確にしたもとすると回答をいたしました。

同じく、6 番見守りノートにつきまして、これまでいろいろな取り組みがなされてきたが、なかなか継続して活用がなされないと。今回の取り組みについて、何か工夫が必要だとの中村委員からのご意見を頂戴をし、今後の活用予定をご説明させていただいたところです。本日は机上に配布をさせていただいております見守りノート、ご覧をいただきまして、内容につきましては、前回の会議でいただいたご意見も反映しながらで作成をさせていただいたものになっております。

今後、地域に対しまして活用方法などを説明の上、該当する方々にお配りをしてまいりたいと考えております。

非常に駆け足になりましたけれども、前回の会議での主なご意見と対応についての説明は以上となります。

鈴木委員長

ありがとうございました。ただ今、前回の皆さん方からのご質問、ご意見に対する回答内容の確認が行われましたけども、今の説明について、ご質問等々ございますでしょうか、振り返ってみて。そして、もう一度資料見直してみて、ちょっとまだ聞きたかったことに対して回答が不明瞭であるとか、追加で聞いておきたいということとかございますでしょうか。

ちょっと1点確認っていうか、伺っておきたいことがあるんですけども、地域における要援護者見守りネットワーク強化事業の認知症高齢者の方の早期発見の資料、こういう表を今回付けていただきまして、大正区が、登録者数が65名で協力依頼メールが1件であるっていうことから、人口とあと1,000人当たりの登録者数のものを作っていました。

1件についての背景であったり理由っていうものはご事情説明いただきまして、よくよく分かったんですけども、この表見てみると、今、メール配信等については大正区の状況を説明いただいたんですけども、登録者数が多かったり、協力依頼メールの件数多い区の状況と大正区の状況っていうのはこれどんな違いあるのか、ないのかっていうことちょっと気になりますけども、これ、実際業務なさってる、何かありますでしょうか。

安澤委員

すいません、社会福祉協議会の安澤でございます。それでは実際に、区社協で事業をやっておりますので、登録者数が多い区の社会福祉協議会に確認させていただきました。そしたら、登録者数の増す取り組みについては区社協と同様、講座での、各種講座でありますとか、イベントの広報活動が主なもので大正区社協としてと、それと他の区社協と変わりはございませんでした。確認させていただきました。

それと、また協力依頼メール件数の多い区でございますけれども、特徴としては、これは同じ方のリピーターが多かったように見受けられました。大正は1件あったんですけども、他の区においては件数多いのはリピーターです。何度も徘徊（はいかい）されるという方が多いというふうに確認しております。

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。なるほど。多い区はここに挙がってるデータっていうのは、何人かではなくて何件かですので、1名の方が3回行方不明になられたら3っていうカウントが上がってくるっていうことなんですね。

安澤委員

はい、そうですね。

鈴木委員長

分かりました。広報活動につきましても手法としてはおおむね同様の広報活動が行われているってところ。

安澤委員

はい。

鈴木委員長

なるほど。この件も踏まえまして他に何かございますでしょうか。前回の質問等につきまして。大丈夫でしょうか。

それでは前回の確認につきましては、以上にいたしまして、今回の議題のほうへと移っていきたくと思います。

それでは、議題ですけれども、今日2件プラスその他の合計3つの議題が上がっております。

まず、議題1、生活困窮者自立支援制度における支援会議。この件について事務局のほうから説明をいただけますでしょうか。お願いいたします。

松原保健福祉課長

引き続きまして、松原のほうからご説明をさせていただきます。

こちらの議題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一度昨年度の今年度の3月、昨年度の最終の会議で区役所案ということで簡単にご説明をさせていただいたんですけれども、制度そのものも含めて非常に分かりにくいところもおありだったかと存じますので、改めまして、また、その際にいただきました意見も踏まえまして、少し修正も加えさせていただいたことも踏まえまして、ご説明改めてさせていただいてご議論いただきたいと思いますと思っております。

では、資料番号、事前配布の資料番号3をご覧くださいまして、こちらに基づいてご説明をさせていただきます。

今回、支援会議というものにつきましては、生活困窮者自立支援制度のもとの法定の会議を設置するというございます。ですので、少し生活困窮者自立支援制度につきまして、冒頭ご説明をさせていただきたいと存じます。

生活困窮者の自立支援制度につきましては、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとしまして、自立支援策の強化を図ることを目的に平成27年の4月に生活困窮者自立支援法が施行されて、制度というか支援制度、支援事業がスタートしたものでして、まだ4年、5年といった、まだ浅いものでございます。

主な支援内容といたしましては、相談支援、生活困窮を抱えておられる方からの相談に係る支援と総合的な就労支援、就労に、自立のためには必要、就労がということで、

就労支援などが主な支援内容となっております。

平成 27 年の法施行後、数年が経過する中で支援対象者はまだまだ存在するのではないかと、生活困窮者が窓口に来るときには既に状況が逼迫（ひっばく）をして支援困難な状況になっていることがあるのではないかとといった課題も見えてまいりました。

その原因としましては、多くの生活困窮者の方というのは自ら SOS を出せない人も多く、あるいは社会的孤立により自ら困窮している状況が分からないなど、生活困窮者自立支援制度そのものをまだまだ知らないといったことが考えられ、この生活困窮者の方が、まだまだ制度の相談窓口にとどり着いていないという状況だと考えております。

まずこれらは全国的な課題として考えられたということでございます。ちなみに、昨年の大正区におきます自立相談支援の窓口、大正区では区役所の 1 階にインコス大正ということで区社協のほうに委託をしまして、相談窓口を設けておりますけれども、そちらの窓口で取り扱った相談実績を当日の配布資料ということで付けさせていただいております。

こちらのほうにつきまして、詳しくはご説明をさせていただかないんですけれども、そういうことを、現状をご覧いただけるのではないかと考えておりますので、参考にさせていただけたらと存じます。

こうした生活困窮者の方がなかなか相談窓口にとどり着いていないという課題への対応といたしまして、関係部署や関係機関の連携強化によりまして、そういう方々を早期に確実に支援につなげる。また、生活困窮者の方の自立支援策のさらなる強化を図るという目的で、昨年平成 30 年の 10 月に生活困窮者の自立支援法が改正をされました。

その中におきまして、本日ご説明をさせていただく支援会議という生活困窮者の方を早期に確実に支援につなげていくための新たな仕組みの設置が盛り込まれたところでございます。

資料の裏面をご覧ください。大正区における支援会議の概要について、記載をしております。

まずこの支援会議の目的でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、生活困窮者の方の早期発見あるいは迅速な支援開始と関係機関が連携をし、生活困窮者の支援に関する情報や考え方の共有、あるいは支援方法などの検討を行うということを目的としております。

対象といたしましては、まだ支援制度につながっていない生活困窮事案だけではなく、今後、困窮状態に陥る恐れのある事案も含めて会議のほうで扱っていきたいと考えております。

また既に支援関係機関による支援を受けていても、その支援関係機関だけでは対応できない複合的な課題を抱えている事案についても対象といたします。

次に、別紙の 1 と、別紙 2 ということで、イメージ図と会議開催の流れという資料も併せてご用意しておりますので、こちらに基づきまして会議の全体像をご説明させてい

たきます。

イメージ図でございますが大正区支援会議の構成としましては、代表者レベルの、左に代表者レベルと書いておりますが、代表者レベルの生活困窮者支援会議と実務者レベルの生困シェア会議の2層構造としております。

会議の開催の流れといたしましては、まず生活困窮者の方の早期発見を目的といたしまして、区役所の各関係窓口と関係機関から情報収集を行う目的で生困シェア会議の中に担当者会議というものを設け、担当者会議を開催いたします。担当者会議で収集する生活困窮事案としましては、別紙2のほうに詳しく記載をさせていただいておりますけれども、例えば家賃であったり、公共料金の滞納等で経済的に困窮をしている。あるいは、その恐れのある方であったり、引きこもりなど自らSOSを発信することができない、あるいは支援を求めることができにくい方、また、生活保護の受付面接の担当窓口など、区役所の各窓口や相談支援の窓口などで相談はしているけれども、相談だけで終わって、具体的な支援にはつながっていない方などを想定しています。

また、高齢で要介護状態のご両親、親御さまと引きこもりなどの子どもさんといったいわゆる8050世帯といわれている世帯で、既存の福祉サービスの活用が困難な複合的な課題を抱えている支援困難な状態にある世帯なども想定しています。

生困シェア会議の担当者会議は年間3回ほどの定期開催として、個別で検討すべき事案を抽出をしたいと考えております。

担当者会議の構成員につきましては、3月の会議でいただいたご意見も踏まえまして、当初は区役所職員だけでまず抽出をするということでご提案をさせていただいておりましたが、こちらのほう、資料にもございますように各相談支援機関の皆さまにもご協力をいただき、より幅広い情報収集に努めてまいりたいと考えております。

担当者会議で抽出をしました個別の検討案件につきましては、もうひとつ同じ生困シェア会議の支援検討会議と言われるものを開催し、こちらは個別のケース検討会議というふうなイメージでやっていただけたらと思いますけれども、こちらの支援検討会議を開催し、支援にかかる本人同意を得るためのアプローチ方法であったり、支援方針などを検討していくこととしております。

さらに複合的な課題を抱えた世帯の検討においては、支援検討会議を総合的な支援調整の場として位置付けまして、各支援関係機関との役割分担や支援方針を協議、検討して、各支援関係機関による横断的な支援体制の構築をめざしてまいりたいと考えております。

支援検討会議には、検討事案ごとに必要と思われる関係機関の、すいません、皆さまにご参加をお願いする予定でございます。

このように実務者レベルで生活困窮者の早期発見と支援につなげていく中で、見えてきた課題でありましたり、生活困窮者の現状、生困シェア会議の活動状況などを報告し、対応方針や活動に対する総括をいただくための代表者レベルの生活困窮者支援会議と

いうものを開催し、こちらにつきましては、3月にもご提案させていただきましたが、この大正区地域福祉推進会議をその支援会議として位置付け、この会議でいただきましたご意見やご提案などは生困シェア会議のほうにフィードバックをして、新たに改善などを図ってまいりたいと考えております。

また、別紙3につきましては、その支援会議の設置要項案を付けておりますのでご参考にしていただければと思います。

非常に簡単ではございますけれども、生活困窮者自立支援制度における支援会議についてのご説明は以上でございます。

鈴木委員長

ご説明のほう、ありがとうございます。ご存知のとおり、生活困窮者自立支援制度というものがあると。説明があったとおり、生活保護に至る前の方々に対して予防、セーフティネットっていう形で始まった制度なんですけども、生活保護の方々というのは担当のワーカーがいるので、生活の支援であったり状況の把握というのは比較的やりやすいんですけども、そこに至る直前の方々というのは当然担当の方がいないので、なかなかキャッチできない。そして、ご本人さんたちも困ってるっていうことを外に出すことができずに、気付いたときにはもう生活保護を受けざるを得ないとか、既に支援困難な貧困世帯になってるってことが多いと。そういったところからもっとキャッチできたり、支援の方法を考えたりしていく仕組みが必要なんじゃないだろうかということで法改正が行われたということでした。

今、説明があったとおり、別紙1のところに書いてある組織体制を大正区のほうでもつくっていくと。2層構造であり、実務者レベルのシェア会議というものと、代表者レベルでの支援会議というものが求められていると。この支援会議というものがこの今の推進会議に当てたいところから、そもそもこの組織はどういうものなのか、どんな役割を担っていくものなのかということのご提案と生活困窮者制度の基本的な説明をいただいたところだと思います。

少し確認なんですけども、どこだったかな。要はこの場が何をやる場かというところの確認として、資料番号3の上の資料番号3の裏面の大正区支援会議のところの(1)会議の目的に書いてあるような実務者レベルのシェア会議から上がってきた提案などをもとに、現在の生活困窮関係の情報や考え方を共有するというのと、あと、支援方法がどうすればもっと適したものができるのかということの検討、アドバイスであったり、あとこの制度に関係してくる関係機関の役割分担のあり方を事例報告に基づいて検討をしたり提案をしていくというそういった会議体ですけどよろしかったでしょうか。

松原保健福祉課長

具体的には別紙2の裏面をご覧くださいますと、非常に抽象的に書かせていただい

るんですが。

鈴木委員長

別紙2の？

松原保健福祉課長

別紙2の裏面のほうに生活困窮者の4です。生活困窮者支援会議（大正区地域福祉推進会議）と書かせていただいています、その開催と書かせていただいている中の4つの項目を挙げさせていただいてるんですけども、主には生困シェア会議の活動状況の報告、総括と書かせていただいている総括に当たるところが今、鈴木委員長のほうがおっしゃられた内容に当たるかなというふうに考えております。

それ以外にも生活困窮者支援の状況であったり課題をこの場合で共有をいただいた上で、生困シェア会議のほうでの活動につながるものがあればご意見をいただきましてフィードバックをしていく、あるいは地域資源に関する課題の検討でありましたり、生活困窮者支援を通じたまちづくりに生かすための検討と書かせていただいています、生活困窮者の支援制度そのものの大きなありようにつきまして、この場合でご意見、ご検討いただけましたら実務レベルでは生困シェア会議のほうにつなげていけるものがあればそれをフィードバックして、具体的な、どうしていくっていうことは実務者レベルのほうで検討していくということになると考えております。

鈴木委員長

分かりました。これを通じてシェア会議のほうの動きなんかもきちんとグリップ、把握、つかんでいくっていうことですね。

松原保健福祉課長

はい。そうです。

鈴木委員長

ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に関しまして制度自身の説明でも構いませんし、この体制、役割等々について何かご意見とかご質問とかございますでしょうか、委員の皆さま方。

実際、地域や居宅で……。

中村委員

いいですか。鈴木さん。

鈴木委員長

中村委員お願いします。

中村委員

ちょっとあんまイメージがまだつかめない部分があつて。要はこういう何か会議が増えるんですね。会議が。で、僕らの実感からすると、会議を増やすっていうよりかは、一番下の実務レベルで対応してるところの体制とかをもっと充実させたほうがいいんじゃないのかなっていうふうに思うんですけども。

実際にこのインコスさんでこんだけの平成 30 年度の実績っていうことで、相談を受け付けしてて、対応されてるんですね。で、どういう相談内容かっていうことは書かれてるんですけども、これが解決に至ったのかどうか、どういう支援の経過をその後たどって行って、どうなったのかっていうのは今の時点で既にはっきりしてる問題もあるんじゃないかと思うんです。で、そこから出てる問題がやっぱり解決っていうことを議論していくっていうことでいいんじゃないのかなと思うんですけど、どうなんですか。

例えばこの収入とか生活費のことで、当然 65 歳以上が多いっていう問題でいけば、例えば年金が少ないっていう年金問題って当然出てきますよね。でも、これは国の問題なので、解決できないですね。実際これどう解決されたんですかっていうふうなことだったり、住まいの問題もどう解決したのかとか、仕事の問題も就職に至ったのかどうかっていうことなんかも含めてありますよね。だから、もう少し何ていうか今の起こってる状況の中で法律で作らなあかんっていうことでいけば作らないといけないんでしょうけど、これで有効な解決の手段になるのかっていうのは、ちょっと、もうひとつイメージが湧かないんです。

実際の現場でやってる者からすると、現場の体制をもっと強くしてほしいっていうふうなことのほうが希望としてはあるんですけども、包括とかそれから障がいのほうでも姜さんとかでも、いろんな援助されてて、その中で実際に困ってる問題がたくさんやっぱり出てきてると思うので、その辺のとこの充実のほうがいいのかなと思うんですけど。だからこれはもう法律で設置しないとイケないんですね。要は。

鈴木委員長

はい、こういう形でやっていこうという。

中村委員

いうことなんですね。だから、その辺はいいんですけど。ほんとに解決できるのかっていうのはすごく不安に思ってるのと、それから生活保護、実際の生活保護の方もこれは至ってない人でしょ。で、至ってる人が結構もう僕らも至ってる人だらけのところ

で活動してるんですけど、複合的問題ありますよね。でも、そういう問題の解決っていうふうなところをこれは入らないんですよね。

松原保健福祉課長

生活保護は対象じゃない……

中村委員

でしょう。それはどこに持ってたらいいんですか、っていうふうなことも思うんです。だから複合的問題っていうふうに至ってるケースがもうたくさんある。これ未然に防ぐっていうふうに言うてはるんだけど、これで防げるのかっていうことと、それから、今、現時点で複合的ケースで起こってる問題をどう解決するのかっていうと、その辺のところはどうなんでしょうっていうふうには思います。

松原保健福祉課長

ほんとに、中村委員ご指摘のところも本当に正直なところかなとは考えたりしてるんですけども、先ほど申し上げました、本当にこちらは法定の会議ということがありますのと、ここでは最初に申し上げた課題としまして、この相談窓口に来られてる方、290人の方々というのは、まだ自分から何らかのSOSを発信できるということで窓口に来られている方ではあるんですけども、実際には相談も来られなくて、あるいは相談制度そのものをまだ知らないっていう方の中で生活困窮というんですか、課題を抱えて困っておられる方がいるんじゃないかとそういう方々を少しでも早く発見することで、支援につなげることで重篤になる前に自立につなげることができるんじゃないかということでの支援会議をやっていこうということが目的の、大きな目的の一つですので、そういう、ほんとに今相談に来られてる方が氷山の一角であればまだまだ相談が必要な方、支援が必要な方をいかに早く見つけるかということでの仕組みということで支援会議を位置付けて考えているところでございます。

では、具体的に実際にもう既につながっている中で、課題を抱えているというケースにつきましても、生活保護ではないんですけども、実際に支援につながっていても生活困窮であったり、何らかの課題を、複合的な課題を抱えている世帯につきましても、できる限り支援会議の中で検討ができるように位置付けたいというふうには考えております。

鈴木委員長

ありがとうございます。今、中村委員のご発言すごく大きなところがあると思いますが、2点多分大きなご指摘いただいてまして、1点目が本当にこの支援会議が現場での支援につながるののだろうかというところなんです。これは言い方変えればつながるように

工夫していかないと駄目だということだと思んですけども、じゃあそのつながるための進め方であったり会議の持ち方、そしてフィードバックっていう言葉はすごくきれいな言葉なんですけども、そのフィードバックはどう実現化していくかというところをちょっと詰めていかなければ会議をして終わってしまうということになりかねないというところは、少し詰めていかないと駄目なところだと思います。

もう2点目非常に大きな問題で、生活保護の方々との問題ということで、制度上っていう言葉でいうならば、生活保護の受給世帯と生活困窮者の対象世帯っていうふうに分けてるように思えるかもしれませんが、そこに至ってる方の生活を見てると当然連続していて、抱えてる問題があって、複合であって、同じなんです。じゃあ、生活困窮の方々の会議でありながら、本当にその方々のさまざまな貧困状態を解決してキャッチしていこうとするならば少しその生活保護の状況の支援の壁であったり、もっと言うならば生活困窮の、生困制度でうまくいかずにほぼ受給にまあまあつながっているところへのサポートとも考えると、変な縦割りになってしまったらいけないんじゃないかっていう御指摘はあったのかなと思います。

その辺りは会議体の対象であったり、制度というものから分けざるを得ないものなのか、そこは本当に貧困状態の横串というものを作っていくのかっていうところで持ち方は検討していく必要があるのかなという部分をご指摘いただいたのかと考えております。

姜委員、何かございますでしょうか。

姜委員

ちょっとよろしいでしょうか。基幹センターの姜です。

どっから話すかな。具体的にこの生活困窮問題・課題の中で、最近ちゅうか、具体的に出会った課題について、お話しさせていただきます。どういった方かという、他区から引っ越されてきた生活保護の障がい者の方で、他区に在住のときに生活保護受けながら障がい福祉サービスの就労継続A型の事業所への通所をされていました。それからそこへ働きに行くことで、生活保護の支給費は減額される状態であったんですけども、他区の基幹センターに確認をしたところ、本人さんの、障がいの影響もあって転々とA型をされているという状況がありました。

つまり、状況でいうと、大正区の事案の中身ですね、イの(ア)の実はここには複数の課題って書いてあるんですけど、ここの生活困窮の取り組みの中での複数の課題っていうのは複数の家族人がいて、それぞれに課題を抱えてるというイメージが強いと思うんです。

でも、僕たちがよく障がい者の方で出会うのは、本人さんがもう既に複数の課題を抱えてあるっていう状況なんです。こういった場合に、今回のこの枠組みでいくと、シェア会議の具体的な支援検討会議を今、いった方について開けるのかどうかと。あるいは、開くことができるのかっていうのを少し確認したいなと思って。

つまり、現場で僕たちが会って、具体的な支援会議の場に持ち込んでこの人の役割分担どうするんだということが議論できるのか。それとも個々別々にこの方のケースについて関係者で、関係機関でその都度やりあうのか。というのは、実はその方、具体的なケースの方についてはちょっともめ事があって、もめ事っていうか、就労継続A型を望まれてたので、当然相談支援専門員が付くんです。

ところが一方でその方はもう既に生活保護のほうから就労ケースワーカーが付いてハローワークと一緒に相談に行ったりして、就労継続A型の「ヘルプ」はアプローチをそっちの就労支援ワーカーさんとのほうでやられてたんで、でも最終的にはサービスを使うときになったら相談支援員の計画が必要になってくるんです。ここで綱引きが起こったんです。つまり、その人も就労支援継続支援A型に結び付けんのはどっちの役割やねんってことになって。結局、本人さんも混乱してしまって、もう計画相談要らんと。もう、ややこしいからいいわということになって、今、就労支援ワーカーさん一本で支援されてらっしゃるんですけど。でも、就職した後、以前住まれてた他区での状況がもし大正区でもぶり返すんであるということであれば、生活安定という意味でどうしても計画相談の人が途中で入って調整しないとイケない場面だってあり得るんです。だから、そういった調整の場として、このシェア会議の支援会議が生かされるのか、あるいはもうこの想定されてるの、複数人数の世帯の問題としての対象を中心にこのシェア会議の支援会議は開かれるのか。そこら辺の柔軟な対応ができんのかどうかっていうのをちょっと確認しておきたいんですけどいかがでしょうか。

松原保健福祉課長

ありがとうございます。先ほど来の課題がございまして、この生活保護を受給されているということがありますので、ちょっと、大きな制度の中では生活保護は本当に対象外というところはあるんですけども、今、鈴木委員長からの御指摘もございまして、そこに本当に横串を刺せないのかっていうところもありますので、ちょっとそこにつきましては、いったんちょっと、今この場でできます、できませんというちょっとお答えは控えさせていただいて、ちょっと検討課題かなということを持ち帰りをさせていただきたいと思うんですけども、もしその支援会議という形ではなくても、そういう形で、お互いに調整の場が必要ということでありましたら、そこには生活保護を受けておられましたら生活保護のケースワーカーもおりますし、先ほどちらっと申し上げました、総合的な調整の場という形で区役所として関わった上で調整の場を設けていくということも検討はできるかと思っておりますので、支援会議にかかわらずという形でも、区役所も含めて役割分担とか、どうすべきかということはお検討させていただける状況にはあるかとは考えております。

姜委員

一つだけ、付け加えさしてもらってもよろしいですか。

ちょっと、単なる報告なんですけど、その課題についてそれについて、そういった支援員、計画相談の担当者と就労ケースワーカーとの綱引きが起こったので、ちょっとこれは問題だなと思って、一応来週の月曜日に自立支援協議会の相談支援部会のほうで相談支援員さんが集まっていた場にインコスの担当者の方も来ていただいて、その上で大阪の就業・生活支援センターのほうから今回の生活困窮のケースの対応について、レクチャーをすることが進められているので、その場を基幹センターの僕がちょっと調整さしていただいて、インコス大正さんと生活相談員の方が情報を共有化してできるだけ円滑に役割分担できるように、レクチャーの場を来週の月曜日に持つことになっています。こういったことが多分これからも起こってくるので、こういった持ち方が一番いいのかということと一緒に考えていただければありがたいです。

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。ほんとにその綱引きっていう問題もありますし、関わられている方々の問題も、今日いただいた資料の5番目でも相談内容がほんとに多岐にわたっているとということ、相談内容が多岐にわたるとことは関係する機関も多様になるということ。

でも、その中で本当にその方の自立をめざすための方向性を見極めていかんと駄目というところはシビアな問題として出てきてると切に思います。

他に何かこの報告であったり仕組みについてご意見とかご質問もしくは懸念事項とかございますでしょうか。

榎原委員お願いします。

榎原委員

これ、ほんと、ちょっと基本的なことなんですけども、平成27年4月から始まって、この自立支援法の大正区における実績とかそういうのはないんですか。

松原保健福祉課長

すいません。これ、トータルのということでございますか。

榎原委員

そうですね。

松原保健福祉課長

すいません。ちょっと今日はちょっと昨年1年間の資料しかちょっとご用意をできていなかったんですけども、年々相談件数は増えている、増加傾向にあるという形です。やはり当初スタートの当初はこういう制度そのものをご存知ない方が圧倒的に多い中でインコス大正さんも含めて相談窓口さんはいかに区民の方にこういう相談窓口があるよということを周知するための、周知のほうに力を入れられていたかと思います。

その中で、バス停でよくご覧いただいているのではないかと思うんですけども、大正区内で全部のバス停にインコス大正の相談のチラシとかポスター、簡単なものを貼られていたりとか、さまざまな機会を通じて相談じゃやない、この窓口の紹介をすることで年々相談件数は増加してきているというふうなことで報告は受けております。

申し訳ございません、できましたらちょっと次回に設置当初からの全体の相談件数と推移をご紹介とかご報告させていただければと考えております。

樫原委員

きつい言い方をすればその実績なくして、ここで何を話し合いますんのかと思うんですけど。

松原保健福祉課長

申し訳ございません。今日は自立支援制度の中の新たに立ち上がる支援会議の構成であったり仕組み、体制につきましてこういう形で考えてるのでということでもそちらのほうのご意見をいただくのを中心で考えておりましたので、自立支援制度そのものにつきましてほんとうに入口部分というふうに考えていたところがあって、全体のちょっとデータ不足になってるところにつきましては本当に申し訳ないなというふうに考えております。

樫原委員

データ、いいですか。データ不足というよりか、きつともう、これ、事前にも議論したんですけども、役所にご相談に来られた方々に対してはどこかが受け皿になって、何らかの措置はしてるはずなんです。今までも。それは役所だけじゃなくていろんな機関が何らかの対応はしてるはずなんですけれども、してるはずなんですけど、その実態がよく分からないということがあつたし、もう一つその相談だけを受けたけれども、結局どこにもつなげてませんっていうようなことがあるだろうと思うんです。それが制度のきつと抜け落ちになっているので、この会議は何のためにやるのかということ、きつと相談を何らかの形でつなげるということだと思つたんです。ですから、何が成果指標かということ、分母が相談で分子がつながつた数っていうことだと思つたんです。今までは相談受けるだけで、ああ、そうですね。それはそれはお困りですねと申すて帰つていただいたケースも、極端、分かりやすく言うたらケースもあつたんだろうと思つたんですけれども、

ども。そういうケースがないようにするための仕組みなんじゃないんですか。つなげる場でしょ、これは。

松原保健福祉課長

はい。

樫原委員

だから、法律があるからやるっていうことじゃなくって、今までそのままお帰りいただいていたケースがあるから、それを何らかの形でつなげる、つなげる場がこの支援会議ということなんじゃないんですか。

鈴木委員長

つなげる場なのか、つなげるためにどうすればいいかを考える場、どちらですか。

松原保健福祉課長

そうですね。つなげるためには、つなぎの……、ここのそれぞれのケースの方についてどういう支援ができるかということ、その支援を検討する場ということになります。今までは確かに相談で終わっておられると支援につながってないと、そういう方々がいらっしゃる、この自立支援の相談窓口に来られていない方々を別のルートから探し出して、その方々をどういうふうに支援、つなげていくのかということを考える場というふうに思っております。

鈴木委員長

皆さんイメージ湧きましたでしょうか。先ほど、いただいたこの別紙②の4が要項的な表現でいう役割っていうことで恐らく現場の言葉でいうならば皆さんが今、発言いただいた内容を検討していくということだとは思いますが。

今事務局から説明いただいたとおり、今日の会議では具体的な事例があったりとか内容を検討する前にこういった会議体を設置していきたいというところの会議体の性質とか性格の擦り合わせとか、そこの先ほどのブラッシュアップの議論をしたいという意図だと思います。

中村委員

そしたらもっと、要は相談件数増やすっていうことですよね。言うてはるの。分母が相談件数とか言うてはったと思うんですけど、潜在的にどこまで言うてるのかちょっとよく分からないんですよ、対象者ってその。今の世の中の生活保護にすぐに、こうしてつなぐ人って別にたくさんいる世の中になってきてるわけですから。その何か水際政

策的な話みたいになってしまうんですけど、生活保護に至る前の第2のセーフティネットって言い方をされてるわけですから、そういう意味では何ていうかな、困ったら何か相談しに来てもらって、寄ってたかって支援するみたいなそんなイメージなんですか。ちょっとそこが分かりにくいんですが。広報していくってことが基本なんですね。こういうことで困ったら、今やったらインコスさんに行こうっていうことになるわけですか。

例えば包括とかで、包括やったら包括をこういう場合はここに持っていくっていうふうなことなんですか。ちょっとその辺がよく分からないんですけど、どうやったらこういう第2のセーフティネットっていうふうな機能が果たせるのかっていうのが、いろんなことで問題にぶち当たってるけど、自分では解決がしきれないけども、相談機関に至ってない人を地域の中で探すっていかキャッチするっていう仕組みを作るっていうことなんですか。そうしたらもうちょっと広い仕組みを作っていくかないと、要援護者の対策じゃないけど、そんなふうなこととも関わってくるっていうことなんですか。解決手段のほうを検討するんですか。解決手段を検討する会議になるんですか。

松原保健福祉課長

対象者を洗い出すだけではなくって、ただ、対象者の方もすごく多くなってくると全部についてということではなく、その中から、いかに多分、ここでいきますと、まだまだ、まだブラッシュアップできていないんですけども、担当者会議というところで例えば生活保護の相談に来られたけれども生活保護は申請されないで、帰られてる。申請はされないけれどもやっぱり困ってるので多分来られてるんです。相談には来られてるけれども、少しの例えば、医療でいけばこういうところで医療費だけだったらみたいないろんな相談というかそこでこういうところに行ったらどうっていうところで帰られて、生活全般については生活保護の相談まではされなかったんだけど、また何カ月かしたらとか何年かしたらまた相談に来られるとかっていう方も多分いらっしゃると思うんです。

そういう少し区役所の窓口の中で危険じゃないかなというリスクを抱えてる方を抽出するのと合わせて、当初は3月の時点では区役所内で分かる方々だけでリストアップする、まずはそこからスタートしたいというふうに考えてはいたんですけども、この場のほうでそれ以外にも、姜委員のところでもそういう情報はつかんでたりするとか、いろんな相談支援機関さんのほうで情報をお持ちの場合もあるということ、少し入口と言うか窓口を広げて、そういうインコスの相談支援の窓口までは来られていなくても、こちらから引っ張り出してということはないですけども、見つけ出していないと重篤な状態に陥るのではないかと思われるケースさんを抽出した上でその世帯をどう支援していくのかっていうところを考えるとどこまで持っていきたい。その考える会議はその支援検討会議になるというふうに考えておりますので、見つけ出す会議と、見つけ出

した方についてどう支援していくのかを考えていく、その会議っていう、この支援検討会議と生困シェア会議の中も2層の形にしまして、この会議のあり方そのものが具体的にどうなんだっていうふうなところの部分を推進会議のほうにご報告なりご説明させていただいて、またご意見をいただくことで改善につなげていけたらというふうなそんなイメージを抱いております。

鈴木委員長

具体的な支援についてはこの別紙①の一番根っこ、根本のところにある区役所各窓口や相談支援機関のところが必要は生活困窮でいうと生活が成り立たなくなりそうな方々に対して受け付けて、保健福祉課長がおっしゃられたようにつないでいく。そのつなぎの先で、就労相談支援なんかを中心に進めていってるっていうのがこの一番下の根本にある窓口であると。で、その中から、気になる事案、気になる事案ですね、それをピックアップして、そこから制度のあり方とか、工夫が必要なものについて拾い上げ方、つなげ方、対応の仕方を考えていくっていうところでこの2層構造でやっていくっていう性格ですね。

中村委員

そしたらこの担当者会議っていうのはその拾い上げれる人が集まらなあかんっていうことなんですよ。

松原保健福祉課長

そうです。

中村委員

要はこのメンバーでええかっていうことですか。

松原保健福祉課長

そう、それも、はい。

中村委員

ここに書いてる、他にも拾い上げれる人がいませんかっていうことなの。

松原保健福祉課長

そうです。

吉田区長

ちょっと説明がちょっと混乱しているのは、今までこの会議でどういうふうに説明してきたかっていう積み上げがちょっと見えないってということ。それから中村委員おっしゃったように、将来的にどうすんねんっていう話とが何か混在してて分かりにくくなってんじゃないかなと思うんです。今、鈴木先生がちょっと、鈴木委員長がまとめてくださったように、当面何をすんねんっていうことから、きっと話をしたほうが分かりやすいと思ってまして、当面は役所のこうした窓口でつながっていないケースを抜き出してそれをつなげて支援していくということをやりたいっていうことなんです。

で、抜き出すのが担当者会議で、つなげていくのが支援検討会議だっているふうにざくっとご理解いただいたら分かりやすいかなというふうに思うんです。そのことを2回ぐらい前のこの地域福祉推進会議でご説明申し上げたところを主に姜委員のほうから、スクラムとか、その他の機関でも相談は聞いたけれども、うまくつながってないケースがあるけど、そういうのは俎上（そじょう）に乗せないのかっていうご質問があったので、分かりましたと。行政が相談を受け付けてはざまに落ちている方々だけではなくて、ここに今日挙げてあるような機関で相談を受け付けたけれどもまだつながっていないケースについてもこの担当者会議で出していただいて、そして支援検討会議につなげていきますという説明をしたというのがこれまでの経緯です。

鈴木委員長が一番最初にご質問なされたこの場、だから、大正区地域福祉推進会議この場は何の場やねんっていうことについては、そうしたやり方で当面いこうというふうに考えてるけれども、それでいいかどうか。あるいはこういうやり方もあるんじゃないかっていうことをご意見いただいたりとか、この事業がやっぱり始まったときに、今みたいに分母が何で、分子が何でどこまで進んでんねやとか、どこまで成果が上がってんのかっていうことをしっかりこの場でグリップしていただくっていう場になるんじゃないかなっていうふうに考えておりますが、分かりやすくなったか、分かりにくくなったかいかがでしょうか。

鈴木委員長

分かりやすいかとは思いますが。

中山委員

ちょっとあまりにも何か漠然な感じで、これも、ちょっと理解しがたいですね。ほんまに何話し合うかという、たくさん話題があるんで、それを例えば今までされてきたことの事例を出されてみたいな、それをこれはこうやって返したみたいとか、これ、検討したらもっと簡単に、具体的に分かりやすいかと思えますけど。失敗したとか成功したとか。俺らは、とりあえず僕らは特にその、そこまでしてるわけじゃないんで。そのことが何をやっていいか分からないですよ、区役所がね。ちょっと例えば読ませしてい

ただいて、それで失敗したと思います。でもこれはこれで悪かった。でも、じゃあ、こう改善したらええん違うとかかするのが、より具体的で意見を出しやすいんです。僕の、何を出していいか僕もほんとに分かりません、ほんとに。だから、意見を言えよ、意見言うベースがないような感じしますけどね。こうなると。

吉田区長

これ、次回か次次回再チャレンジということになると思うんですけども、その際には現在の、今、そういう方が窓口に来られて、対応した際にはどういうふうになっているか。で、この仕組みが入ったときには、その方はどういうふうに対応するのかっていうのをおっしゃるようにちょっとざくっとした総体の議論じゃなくって、個々のケース、こういう場合はこうなります、こういう場合はこうなりますっていうことをもっと分かりやすくお示した上でご議論をいただく、改めてご議論いただくのがいいかなと今のご発言聞いて思いました。

鈴木委員長

他に何かご質問とか御指摘とかございますでしょうか。ちなみにこの代表者レベルの生活困窮者支援会議というのはカッコして大正区地域福祉推進会議っていうふうはこの会議をそれに当てていくっていうことなんですけれども、開催頻度は今までやっているこの推進会議のペースに合わせて乗っけていくっていう形でもよろしいのでしょうか。

下の生困シェア会議は定期開催、随時開催になっていて、比較的小まめにやっていく会議が生困シェア会議だと思うんですけども、それに合わせてこの支援会議も頻繁になるのか、それとも定期的なものなのかっていうことの説明をちょっともう1回いただければと思います。

松原保健福祉課長

生活困窮者支援会議としましての大正区地域福祉推進会議につきましては、従来どおりこの会議は年4回開催をしておりますけれども、その年4回の中で機会を通じましてご説明をさせていただくっていうふうに考えておりますので、これ以上の生活困窮支援会議のために回数が増えるというふうなイメージでは考えておりません。

鈴木委員長

なので、生困シェア会議の議題について、上がってきたものについては、年4回の推進会議の最もいいタイミングのときに各事例であったり検討課題を挙げてくださるっていうことでよろしいですね。はい。分かりました。

他にこの件に関してございますでしょうか。

吉田区長

見守り相談室とか、何をやったらええか分かります、今の質問。

安澤委員

はい、分かります。対応ケースもちよっと、また調べてきます。

吉田区長

北部包括はどうですか。これが始まったらここに包括支援センターって書いてるけど。

金本委員長

いや、正直まだ1回もやられてないんで。まだ、1度も生困シェア会議、担当者会議も開催されてないので、正直、皆さまと同じぐらいイメージが付いてないっていうところが正直なところでして、ただ、国としては必要性を感じて法的な法定会議として定められているということなんですけれども、私の主観でいえば大正区は非常に相談関係機関等の連携が図られていて、区役所にも日ごろご相談をさせていただいて、担当部署かわらずうちが地域ケア会議を開催する場合はお越しいただいてまして、行きませんって言われることはありませんし、インコスやスクラムさんにも一緒に検討していただきたい会議があるときはご相談させていただいてますので、私の主観ですが大正区においてはわざわざこの会議を作らなくても随時やりとりはできているなというのが正直なところでして、ケースを吸い上げる、気になるケースがあったケースを担当者会議へということなんですけれども、年3回待ってられないので、恐らく随時次の会議までためとくのかというところというわけではありませんで、包括の場合は気になるケースがあればすぐ関係される場所へご相談させていただくということをしていますので、ちょっと年3回で何をどこまで話し合うのかっていうところがちょっと正直まだイメージが付かないというか、支援検討会議、随時開催の支援検討会議は今もう既に日ごろからやってるような状況かなと、包括の場合が主催になる場合は地域ケア会議という形で既に開催してそこにインコスさん来ていただくときもありますし、スクラムさんにお越しさせていただいてるっていうのが既に現状としてありますので、それとこれとのまた仕分けというんですか、さっき申されたような会議がまた増えるなあというのが正直な印象でして、まだ住み分けが正直私の中で分かっていないので、第1回目から開催回数を重ねていく中で整理も必要なのかなとは思っています。

吉田区長

基本は私としてはきつとこの委員の方々から意見いただきたいと思う、こう議論した方が、まさにその点で、そこへまだ行くまでの説明でちょっとまごついてるんで申し訳ないんですけど回数はボリュームに応じてのことだと思いますので、一応年3回として

いるのは先ほども言いましたように当初は行政の窓口で相談を受けたけれどもつながっていないケースから始めようということで、それできっとこの年3回っていうのが出てきたと思うんです。今後こういうケースがもし仮にもっともっと出てきたら、年3回で足りるんかっていう議論はおっしゃるとおりにはなってくるかと思うんです。私がおの皆さんの意見聞きたいなと思ったことは、別紙②の2の生困シェア会議の構成員のところ、まさにこのところをおっしゃっておられるんだと思うんですけれども、姜さんも金本委員もおっしゃったようにいろんなところでこの手の会議を行っていただいているわけです。

いろんな関係者が集まって議論していただいて、またここで関係者が集まる会議が増えるということになると。こういう形でええんかどうかっていう議論をしていかないといけないと思いますし、この生困シェア会議についてもこういう会議、会議体を作ると得てして陥りがちなのは、もう行政の担当者にとちょっと毛が生えたような人たちの集まりばかりになっているんです。それが本当にお困りをお持ちの方々に対する支援を考えるネットワークとして適切なんかどうか。逆の言い方をしたらもっとプレーヤーを増やさないといけないんじゃないかっていうようなことをご議論していただけたらなと。もちろん今んところはこういう構成員から始めるべきだということで一応私たちは考えてるんですけれども、いや、こういう方々も加えるべきじゃないかとか、今既にある会議体も連携してやったら、合同でやったらいいんじゃないかかっていうような議論が出てくるんじゃないかなっていうことをちょっと期待してるんです。

鈴木委員長

実際に、この今別紙②に書いてある一番下の構成員っていうことでいうと、この相談支援機関側の動きというのは先ほど金本委員がおっしゃったように実際の援助のプロセスの中で適宜打ち合わせであったり会議という形で何というか、フォーマルなやりとりっていう、フォーマルな場づくりっていうそれらのところでもかなりやってると思うんです。そういったところにいかにこの行政職員と一緒に検討の場を作り上げていくかっていうところだと思います。

そういった点ではネットワークと予定というところはもしかしたらネックになってきてるかなと思うんですけれども。実際に相談支援機関等々を含めたときに、これ以外で、メンバープラス話をしている機会、メンバーと機会という2つのピックアップがあるのかなと思うんですけれども、機会としては特にこの、あるんでしょうか、ちょっと集まって話し合いませんかかっていう投げかけでじゃあ来週顔合わせしましょうというような会議とか、定期的集まる機会とかもあるかもしれませんけれども、これはインコスさんに聞いたほうが分かりやすいですか。そういった、ね。

金本委員

これだけのメンバーが一気に集まる会議は今のところないです。全員が揃うのはないです。

鈴木委員長

ないですね。こん中の一部一部が……。

金本委員

一部一部が状況に応じて会議っていうのは定例もありますし、随時もあります。

鈴木委員長

それを、もし仮にこの生困シェア会議を今おっしゃったように柔軟な運営をしていくとするならばどのような、立ち上げるのがいいのか、同時開催がいいのか、来てもらうのがいいのかっていうその仕組みだと思うんです。

今、ほんとに中村委員から始まったように今ある問題に柔軟かつもうずいっと刺すように動いていくのがこのシェア会議の目的だと思いますので、開催頻度、機会、方法でいうとどう応用できればいいのかなっていうのが。立ち上げと応用ですね。

中村委員

でも包括とか、姜さんともそうですけど、相談が入ってケースが起こってるときに、それでも動いていくっていう形になるわけですね。そうすると基本的には随時しないと、問題解決には当たれないですね。だから、その意味で言ったら、定期で開催しても随時の話をちょっと寄せてっていう話の会議になるんですか。

金本委員

なので、ケースで会議を開くっていう形なので。

中村委員

そうやんね。

金本委員

それこそ地域ケア会議が月に2回も3回もある月もちろんありますので、

中村委員

そうやね。

金本委員

月1回でできるかっていうと、それもよく、できるのかどうかで、そこがどうなのか分からない。

鈴木委員長

定例の地域ケア会議のようなものを……。

金本委員

は、ない、今は別はない。

安澤委員

まず、まずでも区長がおっしゃったのは、区の窓口に来て、相談に至ってないケースとおっしゃってたんですよ、最初は。それと私たちがやってる相談ケースと……

金本委員

とは違うんで。

安澤委員

一緒にしてできるのかなど。

金本委員

だから、その場でだからケースを挙げるっていうのは、区役所の窓口の方のケースを挙げるっていうことの挙げ方ですよ。

安澤委員

そうですね。

中村委員

区役所のケースをやるね。

安澤委員

だからそれ……

金本委員

じゃあ、でも、そうじゃないと……

中村委員

そうやね。そうやね。

金本委員

合わなくなってくる。

中村委員

合わないですよ。

安澤委員

違う、違うよね。全然。

岡本副区長

副区長の岡本です。今、ちょっと具体的な例で少し申し上げますと、これ国が想定しているケースなんですけども、いわゆる 8050 の世帯で 80 は包括のほうで今お世話になっていると。ただ、50 は今引きこもりでどこにも支援がつながってないと。ただ、いずれ 80 がお亡くなりになられるとか、痴呆になられて 50 の面倒が見られなくなるという恐れが非常に高いと。そうすると、仮に 80 の方がお亡くなりになられると年金収入が当然なくなりますんで、50 が経済的に非常に厳しい状況になるというようなそういうケースを包括さんのほうで、恐らくもう既につかんでられるだろうということで、そのようなケースについてわれわれのほうに 50 のほうが、今包括では対応してませんので、挙げていただいて、で、それをどうしていくかということについて、それも非常に難しいんですけど、50 を支援する制度が今、国のほうも全然何も検討されてない中で、どういふことができるかっていうのはこれからということにはなるんですけどもそのような場合で、今、どこにもつながってない方をもし今、支援している方のご家族の中で支援できてない人がいて、いずれその支援してる人がいっしょらなくなったときに支援してない人が経済的困難に陥るやろうというようなことも想定して挙げていただけたらなというふうに思っております。

吉田区長

今のケースで言うたら、あれですよ、8050 の問題を抱えているご高齢者が包括支援センターにうち、私はこれで今困ってますね。何でも相談を受け付けていただくんで相談に来ましたと。そのとき、例えば北部包括ではどういふ対応になるんですか。

金本委員

高齢者が、息子さんのこととかですか？

吉田区長

ええ、息子が今引きこもってまんねんと。で、私は今、元気なんやけど、いずれ痴呆になる。いずれ亡くなる、そのことが心配ですもんっていうお困りごとの相談ってきつとあってもおかしくないと思うんです。そういうのが来たらどういう対応になるんですか。

金本委員

うちとしては直接 50 の方のご支援というのができないので、基本的には情報提供が主になってきます。もちろんインコスさんのご紹介であったりとか、精神科のクリニックさんのご紹介であったりとか、保健福祉センターの保健相談のところの窓口のご紹介であったりというご紹介をさせて、その 50 の方の問題であれば情報提供であったり、じゃあそこで相談に家族だけでも相談行きたいですっていうことであればこちらからご連絡してこういう方が行かれますよということでご紹介にとどまることが多いです。

それに付随して高齢者の方も困っておられれば高齢者の方の支援として、包括がそのご家庭に入っていきますので、その中で間接的に 50 の方のご支援をさせていただいたりとか、お話を聞いてくださる方であれば生活保護の相談に行っていただいたり、インコスさんにご相談に実際に行かれた方もいらっしゃるんですけども、やはり多くはあまり関わりを望まれない方が多いので、高齢者の支援をしている間にアプローチは私たちもさせていただくんですけれども、私たちができる範囲というのも限られておりますし、高齢者の方の支援が終わってしまうと私たちの支援は続けられない状況になりますので、やはりそうしたときにはそういう窓口のご説明はさせていただくんですけれどもこちらから高齢者がいないご家庭に継続して行くっていうことが難しいのでそこはじゃあ、代わりにどこがいつも議題になるんですけど、アウトリーチして行ってくれる機関があるのかっていうと今ありませんので。インコスさんにしても、生活保護の相談にしてもご自分から相談に出向いてお願いしますということで行かないとなかなか相談に乗っていただけない状況ですので、ご本人さまが相談したいと思う気持ちになるまでの寄り添いの支援をアウトリーチでしていただけたところがないというのが課題だということとは常に包括の運営協議会の中でもお話はさせていただいておることです。

吉田区長

そういうのが典型例やね。だから今の例でいうと、50 歳の子どもに対する支援策がないんで、恐らくこの会議で出てもどうしたらええねんっていうことになるんでしょうけれども、典型例でいえば、例えばそういうケースをこの担当者会議で出させていただいて、そして担当の機関につながりますと。後、任せますねっていうふうにつなげて、さらにその人に対してこういう制度を、制度で支援していきましようっていうのを支援検討

会議等で決めていくと。そういう仕組みだということですよ。

鈴木委員長

そういった積み上げから出てくる懸念、検討を話していくっていう会議体になっていくということだと思います。

事例を挙げていくとほんとにそういった細かいケースとか見えてくるとと思いますので、あとはまた……

吉田区長

他の事例ない？ 要はこういうのがあるとか、分かりやすいやつ。ちょっと今北部包括にそういう相談があったらって伺ったんですけども、きっと同じような相談が役所に入ってきて、今、8050 一つ例を言いましたけど、同じような、聞いただけであるいは、紹介しただけで終わってるケースっちゃうのがあるんです。

稲岡福祉担当課長代理

保健福祉課福祉担当課長代理の稲岡でございます。

今、金本委員からおっしゃっていただきました、まさに 8050 の 50、おおむね引きこもっておられる方ありますとか、やはりそういった方、やはり精神的に不安定でありますとか、なかなか他の、一般のお勤めであるとかっていうのはできない、難しいという方が多く聞いております。

実際私も窓口でそういうご相談を受けさせていただくんですけども、通常やはり、精神保健福祉相談でありますとか、そういったところにおつなぎということはさせていただくんですけども、おっしゃるようになかなかそこまで望まれてないということでの確かにアプローチの仕方っていうのはまさに窓口でご相談受けてる中でも非常に難しい課題かなと認識しておるところでもございますので、ここについてはやはり、何ていうんでしょう、なかなか 1 回、2 回でご理解いただくというのは難しいかと思っておりますので、何とか、何とか区役所であるとか、そういった関係機関のところにおつなぎできるようにご理解を求めていただくというのが今、実際、窓口でできる部分かなということではいつもは対応に苦慮してるというところは実際でございます。

鈴木委員長

はい、ありがとうございます。また、いろいろご質問等々確認したいことあるかと思っておりますけども、ちょっと時間の関係もございますので、もしこの後、気になることがありましたら、またペーパーのほうにお書きいただければと思います。

それでは次に議題 2 要援護者支援システム構築の進捗状況ということで、これは資料番号が……

松原保健福祉課長

4 番になっております。

鈴木委員長

4 番ですね。事前の資料番号 4 に基づきまして事務局のほうからご説明のほうお願いできますでしょうか。

松原保健福祉課長

引き続きまして松原のほうから説明させていただきます。では、資料番号 4 の進捗状況についてと、もう 1 枚添付しております、地域見守り体制づくり関係事業行動計画という横長の表を併せてご覧いただけたらと思います。

こちらのちょうど、行動計画につきましては、これまでも何度かご覧をいただいているものでございますけれども本日はその進捗状況についてご報告をさせていただきます。

A、B、C と 3 つの行動計画ございますけれどもまず A の地域見守り体制づくり及び要援護者名簿登載者の見守り活動につきましては、前回会議の際にたくさん矢印があるんですけれども、グレーの色を付けました矢印に若干計画を変更をさせていただきたいとか、変更しますということでご説明をさせていただきました。

その進捗につきましては、グレーの矢印の左肩に黒丸の①というふうに書かれた矢印のところは現在の進捗のところでございます、この地域見守り体制づくりの整備に向けて地域への各地域への説明会を実施をいたしますということでございました。こちらは計画どおり、8 月の末までに全 10 地域の地域まちづくり実行委員会におきまして、この要援護者支援システムの基本的な考え方につきまして説明を行ったところでございます。

説明会で使用した資料もお付けをしておりますのでご覧いただければ幸いです。

今後なんですけれども、各地域の実情を考慮して、各地域に合った体制づくりについて話し合いを重ねてまいりたいと考えております。説明会の際に参加をいただきました地域の方々からいただいた主な意見につきましては資料番号 4 の中盤にまとめておりますけれども、幾つか紹介をさせていただきます。

こうしたシステムにつきましてはいい取り組みだとは思いますが、地域としても取り組んでいく必要があると全体的には賛成のご意見をいただいたところで。

ただ、こまごまとしたところにつきましては課題等いろいろ御指摘をいただいております、要援護者名簿に記載をされている個人情報についてですけれども、誰がどこでどうやって管理するのか、もし万一情報漏洩したときのことを考えると、もらうのが不安だというふうなお声がありました。

さらに、こちらのシステムを地域のほうで考えていただきたいというふうになります

と、現状でもいろいろな役割を担っていただいている地域の皆さんでございますので、これ以上業務は増やせない、ますます担い手不足になるといった心配の声がありました。あるいは、名簿に載っているけれども、顔も名前も分からない。町会に加入はされていない方を支援するというのは難しいといったお声がございます。被害、災害が起こったときには、自分自身支援をされる自分自身もきっと被災をするんじゃないかと。その際、自分が担当している要援護者を避難させられなかったときに責められるというのは困るなというお声がありました。

また、これも重大なんですけど、そもそもこうした仕組みについて地域住民の方はどこまで知ってるのか。あるいは大正区として何をめざしているのかといったことも知らないのではないかとということで、まずはこの要援護者支援システムの制度について広く地域住民の方に周知をするべきというふうなお声をいただきました。

区役所からは、説明会、この説明会につきましては要援護者支援システムを進めるに当たってのまず第一歩というふうにお考えいただきたいと。今後は、それぞれの地域に見合った体制について、一緒に考えていきたいというふうにお話をさせていただいております。

提供する名簿の管理方法につきましては、今後、名簿をお渡しするまでに整理をできっちり説明をさせていただきたい。あるいは、災害時の避難支援というものは、まずは支援をいただくご本人さんであったり、家族の方の身の安全を守ることを最優先していただきたいと、そこはきっちりご説明をさせていただいております。

また、大正区のめざしていることや、要援護者支援システム、このシステムについては広報紙を活用するなどして住民の皆さんにご理解いただけるよう広く周知をしていきたいというふうに回答をしております。

続きまして、Bの見守りノートの作成につきましては、おおむね計画通りに進行しておりますとお手元にお渡しをさせていただきましたとおり、9月末に納品を終えております。

今後はこうしたシステムの体制が整った地域から活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、Cの要援護者名簿の整理につきましても、おおむね計画どおりに進行しております。先月、9月にはこの6月末時点での行政がもっております情報に基づきまして、社協のほうから新たに659名の方に同意確認文書を郵送しております。現在その同意確認をしているところでございます。またこの取り組みにつきましては今年度から新たに要援護者名簿の精度向上を目的というか、目標としまして、これまでの要援護者名簿への同意確認、登載の同意確認を行った際、不同意、名簿登載は結構ですというふうな不同意と返信のあった方につきまして改めて意向の再確認を行うための訪問を今年度行うということでご説明をさせていただいております。

目標としましては、その対象者の70%への訪問をめざしておりますけれども、現在

の進捗状況としましては 18%となっております、引き続き、今年度中の目標達成に向けての訪問を努めてまいりたいと考えております。

各地域別の現在の進捗状況につきましては、別途要援護者支援台帳地域別整理状況一覧の資料も付けておりますので、そちらでご確認をいただけたらと思っております。

説明は以上でございます。

鈴木委員長

ありがとうございました。見守り体制、要援護者の支援システムの進捗状況についての報告でした。見守りノートにつきましては従来どおりの順調な進め方になっているということと、体制づくりにつきましても地域の皆さま方へのご理解を進めていくということで説明会を行ってるとということと、9月、10月に入ってから、以降、地域別ワークショップを積み重ねていくことになっている。同時に見守りノートの活用の説明会も順次行っていくというところで着々と当初の予定に従って進められているということの報告だったと思います。

この、進捗状況等につきまして、何か確認しておきたいこととか、不明な点とかございますでしょうか。

やはり説明会を実施するとその分住民の方々からダイレクトに不安な点であったりとか、懸念点が出てくるかと思っておりますので、そこについても回答なかなか、難しい回答もあると思います。

見慣れた図と今年度積み重ねてきた議論ですので、皆さんの頭の中にもだいぶ、残ってると思います。

大丈夫でしょうか。

それではこのシステムの構築につきましてはこれから10月、11月以降、ワークショップの継続開催とかほんとに住民の方のところへどんどん出向いてく機会が増えてくると思いますので、そこで起こった問題であったりとか懸念についてはまたこの俎上（そじょう）に挙げていただければいいですし、それこそ社会福祉協議会さん等々地域に出向いてる機関との連携を深めていただければと思います。

その他の議題って何かございましたでしょうか。

それでは、本日の議題、生活困窮者支援制度についての支援会議の検討、システム構築の件でした。特に前半の生困関係のことは、これから作り上げていくという仕組みであると同時に、援助自体、支援自体はもう既に動いていて、それでさまざまな問題とか、はざまに陥ってしまって手は出したくとも出せないっていうものが見えてきてますので、そこに早急に効果的な対応ができるように大正区の仕組み、そして対応方法を考える場っていうものを今後この場できちんとフィードバックできるような仕組みに作り上げていければと思いますので、また事務局の皆さんおよび委員の皆さま方のご協力とお知恵をいただければと思います。

それでは、次回の会議等々につきまして、事務局のほうから説明いただけますでしょうか。

松原保健福祉課長

鈴木委員長ありがとうございました。次回につきましては、12月ごろの開催を予定しております。内容は、先ほど、冒頭にも予告をさせていただいておりましたけれども、こどもサポートネットを中心に制度説明とご議論いただきたいというふうに考えております。

開催日程はできるだけ早く確定をしたいと考えておりますので、お手元のカレンダーにご都合の悪い日につきまして×(ばつ)をご記入いただいて、机の上に置いてお帰りをいただければと考えております。

開催時間は本日同様午後2時からを予定しております。また、時間の関係上、十分ご意見をいただけていなかったかとも存じますので、ご意見シート等でご意見ございましたらご記入の上、ファクス等でご提出いただけますようよろしくお願いをいたします。

それでは最後に吉田区長よりお礼のごあいさつを申し上げます。

吉田区長

本日もどうもありがとうございました。

次回になるか、次次回になるかはまた委員長と相談になるんですけども、今日のこの生困の話はもう1回ご提案にもありましたように具体的なケースへの対応ということを見える化しながらもう1回説明をし直したいと思います。

今日は最後にその次回の説明の際の流れというか、こういうふうに説明すべきじゃないかなっていうところをちょっと皆さま方の意見を踏まえて申し述べたいと思います。

まず2つ目の議題であった要援護者支援システム。これは、災害が起きたときに自力で逃げられない方々を置いてけぼりにしないでみんなで逃げようという仕組みです。じゃあ今現在、ほったらかしになってんのかというと、今現在もきつと地域力というか向こう三軒両隣の力でもし災害が起きたらここのおばあちゃんは俺が引っ張って逃げるねんっていうようなざくつとした仕組みというか雰囲気はあるんだろうと思うんです。ところが、災害対策基本法が変わって法律が変わりまして、それは地方公共団体の仕事でしょと、責務でしょということになったので、この要援護者支援システムっていうのを私たちがなぜ心血を注いでやってるかということ、今までは地域力で対応してたけど、これはもう行政の仕事なんやと。行政の役割なんやっていうふうに整理し直したと。でも、行政職員で全部やるのかと。行政職員が全部一人ずつ連れて逃げるのかって言うそうではないので、地域やさまざまな機関の方々と協力しながら行政の責任において自力で逃げられない方々と一緒に避難する仕組みを作りましょうというのがこの要援護者支援システムであると。

それと同じ用にこの生困のほうも考えていきますと、まず檜原先生のほうから実績がなかったら議論できへんやないかっていうのはまさにそのとおりなんです。今日、1枚もので平成30年度実績の相談支援事業の当日資料5ってやつなんですけども、それを1枚付けさしていただいて、実績ということであれば、こういう複合的な課題を抱える生困、生活困窮者に対してこういう相談事業をやってきましたっていうのが今数字として挙げられる実績なんです。

ところが先ほどから申し上げてるように、これは相談を聞いてるだけの話で、つなげることができていないという課題がそこで出てきた。だから、法律も変えたということでございます。

もう1回具体的にいうと、生活困窮者とか複合的な課題を持っている人たちに対して、話を聞くことはやってきたけれども、つなぐことはやってこなかった、十分に。こうした課題を生活困窮者の方々を必要な支援の機関につなぐとういことを皆さんそれぞれおっしゃっておられたようにそれぞれの機関が、機関や地域がそれぞれ今やってるんです。

で、事前の打ち合わせんときも、何でこの会議が新たにいるんや、もうみんなやってくれてはるやないかという話はしたんですけれども、どこが大きく変わったかということと法律が変わったことによって、これは行政の仕事なんやと。つなぐということまでしっかりやって、支援をしていくっていうことまで法律に位置付けて、行政の仕事としてやれと、やりましょうっていうことになったと。ここが大きく変わったわけであって、つなぐ作業と支援をする作業を行政の役割として、行政の責任としてやっていくというのがこの生活困窮者の支援会議から始まるこの仕組みの大きな目的であろうと。こういう恐らく説明をした上で、制度論に入っていくっていうことが必要なんじゃないかなと思います。

その際に、今やっているいろんなところでやっていただいているこういう支援のための会議体と行政が責任持ってやりますよいうて今度立ち上げる会議体との関係はどうすんのかとか、行政が責任持って立ち上げた会議の回数はどうなんやとか、委員長がおっしゃったようにそういう場はどういうときに設けんねやとか。それをマネジメントするこの地域福祉推進会議は年4回でほんまに足りるんですかとかいう議論が今後展開されていくということになるんじゃないかと思います。

最後に、別紙①の関係でご説明すると、理想的に法律の理想としてこういうふうにしていかなければいけないっていうのはあるんですけれども、取り急ぎ年3回やるようなモデルを考えましたと。取り急ぎ、区役所の窓口相談があったけど、そのままつなぐことができていないケースから始めましょうというモデルを考えた。それを2回目のときにご提案申し上げたら役所の窓口だけでなくそれぞれの機関でも宙ぶらりんになっているようなケースがあるんで、それはどうするんですかっていうお話があったから、分かりました、そういうのも狙上（そじょう）に乗せましょうということで、今日

区役所の各窓口じゃなくて、相談支援機関も加えさせていただいて、取り急ぎ区役所の窓口で受け付けたケースっていうことからスタートしようと思ったんですけども、それに加えて、取り急ぎスクラムあるいは地域包括支援センター、見守り相談室あるいはインコスで相談を承ったケースのうち、つながっていないケースもこの担当者会議の俎上（そじょう）に挙げていくということで来年度からスタートをさせていただきたいということが本来、今日私たちが分かりやすく最初に説明をしなきゃいけなかった流れなのかなと思っていますので、その流れに沿ってもう少し分かりやすく皆さま方が議論しやすく、区民の皆さん方が理解しやすいような説明の仕組みづくりを改めて説明させていただきたいとこのように考えております。

今日も大変お忙しい中ありがとうございました。また引き続きよろしく願いいたします。

松原保健福祉課長

ありがとうございました。それでは本日の大正区地域福祉推進会議は終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。